

ご意見等	
赤間宏委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活ができる共生社会。</li> <li>・家庭、学校、地域、事業所(会社)などあらゆる機関・場において、障害の有無にかかわらず普段から自助・共助・公助の取組がなされ、市民として共に安心して暮らすことのできる社会。</li> <li>・寛容性に富み、障害のみならず人間の多様性を認め合える社会。</li> </ul> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害や障害者に対する理解を広げること。</li> <li>・差別をなくすための取組について定めること。</li> <li>・自治体に限らず、個人における責務や努力事項についても触れること(この場合の個人も、障害の有無によらない)。</li> </ul> <p>○罰則等の規定の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「共生社会の実現」という理想に向かうに際しては、罰則を規定することはなじまない。</li> <li>・学校における道徳教育と重なる。すなわち、良いことと知りながらそれができない。悪いことと知りながらそれをやってしまう。人間だれもがもつ弱さを自覚しながらも、それでもよりよく生きたい、行動したいと自らを律する人間としての強さを信じたい。</li> </ul> <p>道徳教育に罰則が似合わないように、今回の条例にも、それはふさわしくない。</p>
小山弘幸委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <p>障害を有する人への理解促進と差別の禁止・解消を実現するとともに、全ての市民に差別や偏見の無い、安心して生活ができる優しい地域社会を構築する。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <p>条約・条例等の周知はもちろん必要ですが、障害者又は障害に対する理解の深まりが差別解消や合理的配慮の充実につながると思うので、障害に関する広報・啓発活動を継続的に行うことが大事だと思います。</p> <p>その際、障害者への差別解消や合理的配慮に問題意識を持っていても、障害の無い人にはどうしても気づかないことがあると思います。普段、日常生活で見過ごされる事例や事業所などにおける改善事案などの広報資料の作成、また、事業所向け、学校向け、市民向けなど、広報対象に合わせて広報資料を作成して周知するのも方法かと思います。</p> <p>○罰則等の規定の有無について</p> <p>市民の気運の高まりから差別等の無い共生社会を実現することが大事だと思いますので、罰則は馴染まないと考えます。</p> <p>○その他</p> <p>より良い条例とするため、条例施行後、一定期間ごとに市民の声を反映させた検証を行い、必要に応じて改定を行うことが必要と考えます。</p>

	ご意見等
川村和久委員	<p>○条例が目指すべき社会像について                      健常者と障害者が分け隔てられることなく、障害が一つの個性として認識され、あらゆる人々が、ごく自然に、街中や学校、職場などを行き交う世界です。このことは当然理想論ではありますが、小児科医としての立場からは当然のことのように思えます。現実の社会において、何もできない赤ちゃんと大人が分け隔てられているものではありません。当然のことながら、誰もこのことを不自然と感じているはずがありません。ものも言わぬ赤ちゃんも善悪を区別できない幼児もひとつの個性と認識し、社会の一員として分け隔ても差別もされていない現実があります。これが自然であり、個性が尊重されている社会です。こどもは大人に守られ、守る大人はこどもの成長によって多くのことを学ぶのです。お互いの立場がお互いに影響を与えながら社会の好循環を形成していくことが理想です。この個性を尊重しながら守り守られていく当たり前のことが、差別解消を推進するための条例が目指す社会像と考えます。</p> <p>さらにキーワードを挙げるなら、障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される【自己決定】と障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う【共生】の二つです。</p> <p>・差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.障害者権利条約、差別禁止法、条例の広報</li> <li>2.障害者差別禁止条例制定だけでなく、多くの市民に必要性を啓発すること。</li> <li>3.障害に対する理解を深め、障害特性によって異なる対応が必要であることを知ること。</li> <li>4.障害を持つ人の気持ちを理解すること。</li> </ol> <p>何が差別で何が差別でないかの具体的事例の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5.交流、コミュニケーションの場の提供</li> </ol>
黒瀬和子委員	<p>○条例が目指すべき社会像について                      年々、精神障害者が増加している今日、理解促進が重要な課題です。幼い頃からの教育が大事です。心の病いは外見からは分かりづらい理解の配慮が必要です。大人の何気ない放言で、傷ついて病いになる人もおります。</p> <p>条例作りで最初に取り組んでほしい事は理解する為の取り組みが必要に思います。                      障害(病気)を知らない事で理解が出来ないと思います。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント                      検討部会の委員の皆様お願いします。精神障害に関して精通しておられる方、話が通じる方、病気が重複している方が沢山おります。                      どうぞご理解いただき取り組んで頂きたく思います。</p> <p>○罰則等の規定の有無について                      精神障害者及び家族は報道、ニュース等で重い事件が発生する度、障害者に視線を向けられ辛い思いをしている。精神鑑定は必要ですが最悪の事件の場合は重い刑を望む家族や周囲の声を良く耳にします。</p> <p>○その他                      精神の病いで家族として望む事。                      当事者は医療機関につながりますが、家族は行政、事業所等につながないケースがまだまだ見受けられます。                      家族同士のつながりの重要性、家族が学んでほしい悪化させないために、宜しくお願い申し上げます。</p>

	ご意見等
坂井伸一委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <p>①障害者に対する個人の権利を妨げないこと。(差別をしない)受けられる権利(生活する権利・居住する権利・サービスを受ける権利・就労する権利等)を阻害しない。</p> <p>②障害者・市・市民・事業者の交流を活性化させ、積極的に偏見や誤解を排除し、互いに生活を共有・協働し、協力して障害への理解を深める社会を構築すること。(障害者と市民等が互いに認め合う社会の構築・障害者を受け入れる柔軟性の確立)</p> <p>③「差別」という概念が無くなる共生社会の実現。</p> <p>④障害者は障害のない人と同等な個人の権利を有し、互いに社会生活を通じて社会貢献に寄与することを目指す。</p> <p>⑤障害者も、障害のない人も共に安心して暮らせる社会(共生社会)の実現を図る。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 障害者権利条約</p> <p>① 第2条 定義:「コミュニケーション」・「障害による差別」・「合理的配慮」</p> <p>② 第3条</p> <p>③ 第24条 教育</p> <p>④ 第27条 仕事と雇用</p> <p>⑤ 第11条 緊急時や災害時における安全</p> <p>○罰則等の規定の有無について</p> <p>基本的には、第三者機関が介入し、当事者の調和を働きかけるのが原則と考える。 以下、対応(例)の流れを記載。</p> <p>●対応の流れ(例)</p> <p>①受付機関(例えば、仙台市保健福祉センター)</p> <pre> graph TD     A[①受付機関(例えば、仙台市保健福祉センター)] --&gt; B[障害者等から聴取]     B --&gt; C[双方から聴取]     C --&gt; D[調停]     D --&gt; E[解決]     D --&gt; F[不調]     F --&gt; G[状況の改善が認められない]     G --&gt; H[②第三者機関(差別判定)]     H --&gt; I[判定(通告)]     I --&gt; J[解決]     I --&gt; K[加害者の改善が見られない(障害者に悪影響)]     K --&gt; L[②から市長に具申]     L --&gt; M[市長から加害者に勧告]     M --&gt; N[不調]     N --&gt; O[市長が一般に公開]     </pre>
佐々木智賀子委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <p>障がい等の「生きづらさ」をかかえた人達を中心に誰もが安心して暮らせる、できるだけ「嫌な思い」をする事のない社会を目指したいと思います。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <p>障がいや生きづらさをかかえた人達におかれている状況を理解すること。 人(差別された側)と人(差別したと思われる側)の調整をしていくこと、していく機関をつくっていくことが重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について</p> <p>あきらかな差別には罰則を明示することは必要だと思います。</p> <p>○その他</p> <p>何度もくり返しお伝えしていますが、「条例」があらたな「構」にならないような条例をつくっていければと思います。</p>

	ご意見等
白江浩委員	<p>仙台市障害者差別禁止条例について 盛り込むべき事項</p> <p>1 仙台市における障害者施策及び差別禁止に向けた基本理念と基本方針 (対応要領等との整合) 本条例は全ての施策(障害者施策に留まらず)に及ぶ上位条例的位置づけとする そのために、条例に理念と方針を謳った前文を置く ・主語は障害ではなく、全ての市民になると思います。すなわち、全ての市民が差別されないで暮らすために必要な条例との位置づけ。障害者基本法・差別解消法を超える強く幅広い文言と決意を持って示す。</p> <p>2 地域支援協議会の設置とその責務、権限、役割を明確にする メンバー過半数を当事者、各種団体・地域住民、学識経験者(福祉のみならず各分野)・関係機関担当者(行政含む) 任期は3年とし、再任は2回までとする 年1回の報告書義務 調査権 対応要領の検討・策定 差別事例・合理的配慮の不提供事例・好事例の収集と分析 紛争案件への意見表明 事例収集及び紛争事例等を通しての市民への啓発活動の実施 タウンミーティングの実施 ココロンカフェの実施</p> <p>3 条例が目指す社会像 誰もが自己実現できる社会 その機会が保障されていること そのために不当な制限(ハード・ソフト問わず)をひとつずつ取り除いていく仕組みがあり、仕組みが機能する社会</p> <p>4 差別解消のポイント・罰則規定 全ての差別要素(性・障害難病・貧困等)となり得ることについて、分離された関係性の社会ではなく、コミュニティ作りの中でそうした差別要素が解消されるような長期的視点(新たなコミュニティ作り) 事例を基にひとつひとつ考え、解消していく短期的視点(障害難病への理解促進) 双方の視点から考える 差別を諫める(人権侵害まで行けば当然罪となり罰が必要。それは本条例というよりは、あらゆる差別や人権侵害に対応する条例を新たに設ける必要がある) 本条例は、罰則より理解促進と街づくり(コミュニティ作り)を基本とし、そのための仕組みづくりとする。なお、人権侵害等への対応も別途でセットで考える。 障害への無理解と未理解が混在している中では、条例の性格を明確にする上で、罰則は別途差別禁止条例等で考える方がよい。</p> <p>○具体的対応</p> <p>1 徹底した理解促進のための啓発活動 1)幼少期から高齢期までのライフステージ合わせて(年齢・生活状況に応じて) 2)保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学でのそれぞれに応じた交流主体の意識啓発活動 3)社会人には企業団体の職場環境を見ながらの啓発活動。就労も含め環境整備・交流・体験・基本理念の共有の機会を作る 4)コミュニティにおける啓発活動はコミュニティ単位で実施し、交流・体験を中心にした啓発活動(市民講座・ボランティア講座・バリアフリー体験・イベント・一定エリアごとにタウンミーティング＝障害の有無に関係なく、様々な人々が出会える場として常設化)</p> <p>2 役割の創出(生きがいと働きがいの創出) 1)就労支援と福祉サービスとコミュニティ活動の一体的な取組 2)重度障害(行動障害や医療的ケアを必要とする方)への支援体制の構築 3)就労支援では実践例を広げる</p> <p>3 福祉サービス事業者はケアの質をあげる努力 4 福祉避難所と一般避難所との連携を図る上で、日頃からの災害福祉ネットワークを構築 5 ワンストップ相談支援(障害のみならず)⇒人権侵害救済機関との連携 6 事例収集は差別とは何か。不快なこととは何かを広く市民に考えて頂くような体制つくる(ネット等含む広報周知・交流等) 7 差別分析(事例をどう分析し、活用するのかを明らかにする) 意図的か無意識か 無意識でも、差別や合理的配慮の不提供について知っていたかどうか 知っていてもできなかったのは、方法が分からなかったのか、わかっていたけどできなかったのか等々</p>

	ご意見等
鈴木直子委員	<p>○条例が目指すべき社会像について 障害者対健常者、差別する側対される側という認識ではなく、どんな人にとっても暮らしやすい社会を各々が目指す。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 障害がある人にとっての生きにくさを周囲の人に気づかせてあげて、それを解消しやすいように促すことがこの取り組みにとって重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について この条例は、障害のある人に対する周囲の行動規範を示すということが主であるべき。罰則があるためにただ単に表面的には差別を行わないという形でとどまってしまうと、この条例の本来の目的が損なわれてしまうのではないか。</p>
中村晴美委員	<p>○条例が目指すべき社会像について 条例ができる事は、市民の障害者への関心や理解が深まる啓蒙活動の一環でもあろうと思う。そこから広がって、老・若・男・女・障害者や子供を含めた市民全体に「人権は皆平等」との意識が芽生えたらどんなに素敵な仙台市になるだろうと夢を描く。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 「不当な差別的扱い」は多くの市民の意識にあると思うが「合理的配慮をしない事」も差別であるという事が、社会全体に浸透していないように思う。こども、重要なポイントの一つだと思う。</p> <p>○罰則等の規定の有無について どの程度の罰則が適当化は判断しかねるが、罰則がある事は、差別解消の抑制力にはなると思う。</p> <p>○その他 最終目標は「障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり」だと思う。可能なら、日本国内の先進的取り組みをしているところ、また、統計的に一番暮らしやすい国とされている福祉国家のデンマークなどへ、希望者で視察にも行ってみたい。</p>
中村祥子委員	<p>○条例が目指すべき社会像について 誰もがうまれてきて良かったと思うことのできる社会。 個の自立と自立した個の共生</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 過半数の市民が、合理的配慮の仕方を理解している社会づくり ・差別と感じた情報の共有 ・障がい特性の理解 ・相談窓口の設置</p> <p>○罰則等の規定の有無について ・行政：公開、罰則 ・企業：公開、(公共事業への参加の制限) ・事業者：公開、(事業費の減額)</p>
川瀬郁朗委員	<p>○条例が目指すべき社会像について ・現在ある「障害者基本法」等に定められている基本理念にのっとりながらも、重複しないようにするべきである。 ・障害者を含む仙台市民が、お互いをよく理解することが大切である。 障害や障害を持つ人の困っていることや悩みについて、多くの人が知り理解できれば、差別の解消につながる。また、障害を持つ人や市をはじめとする多くの人や組織が積極的に情報を発信し、相互理解を推進することが大切である。 コミュニケーションが円滑に行われれば、差別の解消・共生社会の実現に大きく近づくこととなると思う。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント ・「権利」とか「義務」を前面に出すと障害を持つ人とその他の人が対立しているようなイメージを抱くので、好ましくないのではないか。 ・あくまでも「相互理解の推進」という前提のもと、現行法では定められていない事項について推奨行動などを示すようにしたらよいのではないか。 また、現行法についても理解が不足している点もあるので、その点もフォローすべき。 ・コミュニケーションを活発化させるツール(パンフレット、広報誌、セミナー等)、相談窓口の設置なども大切な施策である。</p> <p>○罰則等の規定の有無について ・現行法においても、守られていない実情にあることから更なる規制を設けるのは無理があると思う。</p>

	ご意見等
柴田糸子委員	<p>○条例が目指すべき社会像 共生する社会づくり 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり 障害者に限らず、子供、女性、高齢者への配慮</p> <p>○障害者権利条約用における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 教育の重要性、地域理解の促進、 障害理解促進のためには、小さいころからの教育が重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について まだ、よくわかりません。</p> <p>○その他 障害理解のための啓発が必要であり、特に障害者当事者からの発信は重要である。</p>
高橋秀信委員	<p>○条例が目指すべき社会像 誰もが暮らしやすい街・社会を構築するための条例であってほしい。 障害者が必要なときに必要な手助けがえられるような社会全体としての仕組み作りが必要。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 社会に対し障害者と健常者という枠組みがなくなるような社会作りが前提であると思う。 いわゆるそれは、誰もが思いやりをもって人の痛みが理解できる人作りが大切なのではないか。 幼少期から障害者や盲導犬等と自然にふれあう機会を義務づける等の方策も考えてほしい。 継続して、障害者の理解を進められるような、啓発活動を考えてほしい。 ココロン・カフェ等のまとめにもあるように、障害者のことをよく理解している相談員やコーディネーターが必要不可欠であると思う。 そして、実際に紛争になってしまった場合、解決するための第三者機関が必要になってくるのではないか。</p> <p>○罰則等の規定の有無について など ある程度の罰則規定は必要ではないかと思う。 たとえば、誘導ブロック上に車や自転車・看板等を長期にわたって、あるいはなんと注意しても止めない場合は罰則になると思う。 また、障害者や盲導犬等を故意に傷つけた場合も罰則が必要なのではないか。 ただし、罰則は、あまり過度にならないことを望む。 それは罰則があるからそれをしてはならないという意識になることは望まないからでありこの条例の理念に叛してしまうと考えている 合理的配慮の考え方の啓発が進むことを一番になるように作成していただきたい。</p>
千葉照之委員	<p>○条例が目指すべき社会像について 本体ノーマライゼーションの世界が理想ですが、人は障害のある人も難病の人も、健常の人も高齢になれば身体等が不自由になりえるので、今は全ての人が予想しえる社会に対応していく事が大事であり、又同じ立場になると思うので、全ての市民が基本的人権、自由、平等であるべきで寛容と包容力のある世の中を作れる様な社会であれば良いと思う。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 「差別とは何か理解し共有する必要がある」につきると思うが全市民が同じ目線に立てるかと言うと少々時間がかかると思うが、障害者、難病患者等と市民の交流、広報等、教育等で相互理解をする事がポイントと思う。又、条例は答申迄に今現在考えられる要素を取り入れ、また、市民に受け入れられる条例にすべきであると思う。</p> <p>○罰則等の規定の有無について 現在では規定は無理と思う。 現法の範囲で対応出来ると思う。</p> <p>○その他 とにかく、市民の皆さんに納得して頂く条例に出来るように委員の方々と努力していきたいと思います。</p>

	ご意見等
早坂洋子委員	<p>○条例が目指すべき社会像について            障害があってもなくても、地域で当たり前暮らせる社会。            障害に限らず、様々な人がいて、お互いの違いを認め合い、尊重しあえる社会。            障害者が自分の障害について話すこと、必要な配慮を自分の声で伝えることは大切。            ただ、まわりが障害者を受け入れる体制になっていないと、話すことをためらったり、諦めたりする。            例えば、聞こえないので筆談をしてくださいとお願いしても、書いてくださらないかたもいる。            何度でもめげずにお願ひできる人もいるが、そうでない人もいる。            障害者も願ひしても、なかなか受け入れてもらえないと、障害者側から必要な配慮を言わなくなってしまう。            「どうせ言ってもやってもらえない」となってしまう。            社会全体が「ウェルカム」の姿勢になって、障害者側が必要な配慮を言いやすい雰囲気になると、何が見えてきて、さらに社会が良くなっていく、良い循環のきっかけになるようなもの。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント            第9条 アクセシビリティ            他にも大切なことがたくさん書いてありますが、この箇所は大切ではないかと思ひます。</p> <p>○罰則等の規定の有無について            本当にひどい事例に対しては、罰則も必要かもしれませんが、            罰則が前面に出ないような条例にしたい。            差別をした人に罰を与える条例ではなく、お互いに何がいけなかったのか、どうすればよかったのか、理解し、歩み寄り、解決に導けるようになるとうい。            話し合ひで解決できるようなものになるとうい。</p> <p>○その他            コロンカフェ、グループインタビューを続けてほしい。            特に、グループインタビューは、企業などに、障害者から集めた事例を伝え、どんな声があるのか知っていただく、良いきっかけであり、障害理解や、障害者問題を考え直すきっかけにもなるのではないのでしょうか。            グループインタビューの今後の予定が書いてありませんが、今後予定はしていないのでしょうか。            教育、医療、放送(テレビ、ラジオなど)など、他の分野も、是非とりあげてほしいです。            また、企業と障害者団体が話し合える場合もあると、お互いの考え、状況を共有できるようになるのではないかと思ひます。            教育に関しては、健常の子供に障害について「教える」だけではなく、今では、特別支援学校に通わず、普通学校に通う障害児も多くいると思われまふので、学校現場での障害理解と、合理的配慮の一層の促進は重要ではないかと思ひます。            小さいころから、障害のある児童・生徒と当たり前で過ごし、合理的配慮が当たり前提供されている環境にすることで、将来、社会にでたときに、当たり前合理的配慮ができる人となるのではないのでしょうか。</p> <p>○意見とは別件            グループインタビューの実施結果で、手話通訳の助成金制度というのがありました。どのようなもののでしょうか。            企業も、障害者側も知らない人が多いと思ひます。            制度の周知だけでは、全部伝えるのは難しいので、間に立って、調整できる人・機関があるとういすね。</p>